

## 旭川開発建設部オープンカウンター方式参加者心得書

### (総則)

第1条 旭川開発建設部に係る物品等の購入及びOA機器等の借入並びに役務の提供等の契約（工事請負契約及び建設コンサルタント業務等に係るものを除く。）に関するオープンカウンター方式による見積については、別に定めるもののほか、この心得によるものとする。

### (参加資格)

第2条 原則、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」、「物品の製造」又は「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格（以下、「競争参加資格」という。）を有し、北海道開発局長から指名停止を受けている期間中の者は見積に参加することができない。

ただし、競争参加資格を有していない者であっても、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認めることがある。

### (見積書の提出)

第3条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、本心得、オープンカウンター方式実施要領及び仕様書等を熟読の上、契約課需品スタッフに設置している入札箱に見積書を投函し提出すること。

2 郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6号に規定する一般信書若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）による見積書の提出も認める。

3 参加者は、一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

4 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

### (公正な見積の確保)

第4条 オープンカウンター方式による見積に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 参加者は、開札前に他の参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

### (開札の取り止め等)

第5条 参加者が公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、開札を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を開札に参加させず、又は開札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

(見積の無効)

第6条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 競争参加資格を有しない者の見積(ただし、過去の実績等で十分な履行能力を証明できる者で参加を認められた者を除く。)
- (2) 金額、氏名、押印等見積書に記載等を必要とする事項について、記載等のない見積又は不明確な見積
- (3) 同一人の見積で金額の異なる2通以上の見積
- (4) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積
- (5) 金額を訂正した見積
- (6) 定められた提出期限までに到達しなかった見積
- (7) 仕様書等閲覧カードの提出がない者の見積
- (8) 物品等の購入に当たり、同物品以上での見積について承認を得ず提出した見積
- (9) 前各号のほか見積の条件に違反した見積

(開札)

第7条 開札は、調達公告に記載した日時において非公開で行う。

(再度見積)

第8条 契約担当官等は、開札をした場合において提出された見積のうち、予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、全ての見積参加者に対して、再度の見積を依頼し、指定した日時に見積り合わせを行う。

(決定者)

第9条 有効な見積を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積金額で、最低の見積を行った者を決定者とする。

なお、決定者には、速やかに契約担当官等から通知する。

- 2 開札をした場合において、決定となるべき金額をもって見積書を提出した者が2人以上あるときは、くじ引きにより決定する。

(契約の締結)

第10条 決定者は、契約書を作成する場合においては、決定の日から7日(以下、「作成期間」という。)以内に契約担当官等とともに契約書を作成し、又は請書を契約担当官等に提出して、契約を締結しなければならない。ただし、正当な理由により作成期間内に契約を締結することができないと認めるときは、決定後、ただちに、その理由を契約担当官等に通知し、作成期間の延長を求めなければならない。新作成期間は契約担当官等が定める。

- 2 契約担当官等は、決定者が作成期間内に契約を締結しなかったときは、決定を取消す。

(開札結果の公表)

第11条 開札結果については、契約の相手方(以下、「受注者」という)を決定した翌日から契約課需品スタッフにて閲覧することができる。

(違約金)

第12条 受注者は、仕様書等に定める条件に違反し発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約を履行しないとき、又は履行する見込みがなく発注者から契約を解除された場合、正当な理由がなく契約の解除を申入れ発注者から契約を解除された場合は、契約金額の10/100に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

質問シート、見積書を郵送等で提出する場合の発送場所は下記のとおり

〒078-8513 旭川市宮前1条3丁目3番15号  
旭川開発建設部 契約課需品スタッフ

連絡先 電話 0166-32-2529  
FAX 0166-32-2525